

SUMMARY

Kenichi Kuribara

A study that focused on the relationship with hamlets for hunters in the Edo era during the middle of the 19th century. As a case example, the hunters of Ohno village, Chichibu-gun, Musashi Province, are taken up, identifying the hunters who possessed firearms and seasonal users (who required firearms during certain seasons). The study also goes into the problems of illegal firearms possession and development of "eradicating" or "chasing off" of wild boar and deer, and the forming of cliques in the villages from the perspective of the hunters, and how the problem was positioned by the hamlets as a dispute between factions who used "guns for farming" and those who used "guns for hunting."

近世山村の獵師と村方騒動

— 武蔵国秩父郡大野村の獵師市左衛門を事例に —

はじめに

一 大野村の鉄砲

二 獵師市左衛門の鉄砲不法所持一件

三 「猪鹿追防」と獵師

(一) 一件後の市左衛門

(二) 四季打鉄砲と獵師鉄砲による「猪鹿追防」

(三) 朝鮮通信使の来朝と獵業

四 組分け騒動と新組の成立

(一) 組分け騒動の経過

(二) 新組の構成員とその後

おわりに

はじめに

山村において多様な生業が展開していたことは、さまざまな研究を通じ

栗原健一

て明らかにされてきているが、本稿ではその中でも近世の獵師(獵業)に着目して村落との関係を中心に検討していきたい。

獵師に関する研究は、民俗学ではかなり蓄積がなされてきた。⁽¹⁾ 中でも、千葉徳爾氏の研究⁽²⁾は、狩獵をめぐる多様な成果が示されており重要である。伊那や多摩・秩父の野獸についての検討もある。一方歴史学では、塚本学氏が「農具としての鉄砲」という鉄砲所持の視角を打ち出し、以降の研究⁽³⁾もその視角を継承しているといつてよいだろう。

近年では、永松敦氏が近世の獵師に注目して成果をあげている。⁽⁴⁾ 氏は、近世の獵師は鉄砲を所持して狩獵を副次的に営む農民としたうえで、より専門的な獵師のいた東北のような東日本と、農業の合間に狩りをする程度の西日本という地域による獵師の性格の相違を指摘する。また村上一馬氏は、弘前藩の「国日記」を用いて獵師とマタギについて具体的に検討している。⁽⁵⁾ さらに、武井弘一氏は、近世百姓が鉄砲の武器使用を自制して農具として利用していたと評価する。⁽⁶⁾

しかし、獵師(獵業)は山村の特徴的な生業の一つであるが、そのことに

比して近世段階における獵師に関する具体的な研究は大変少ないといわざるを得ない状況であろう。また、その数少ない研究も村落内に立ち入った検討にまでは至っていないのが研究の現状ではないか。それは史料的に制約のあることが大きな要因であろうが、近世を通じて多くの山村に獵師が存在し続けたことは確かである。そこで本稿では、近世の獵師について村落史研究の手法で具体的に検討してみたい。一個人の獵師の生涯に注目することで、獵師の具体像にせまり、村落における一連の騒動を統一的に把握することにより、獵師と村落の關係について明らかにしたい。そのことで、山村における生業の特徴の一端を示すことができるのではないかと考えている。

検討する事例としては、武蔵国秩父郡大野村(現、埼玉県比企郡ときがわ町)の獵師市左衛門を取り上げたい。⁽⁷⁾この市左衛門がかかわった明和元年(一七六四)の組分け騒動については、君塚仁彦氏による検討がある。⁽⁸⁾君塚氏は「獸害に対する出費分担をめぐる対立に端を発しながらも、基本的には享保期以来続いてきた村役人体制による村落運営の限界と農民層分解の激化を示した」と位置づけている。氏の成果は重視しつつも、本報告の主旨である獵師に注目することで、この騒動の背景について違った側面もみえてくるのではないか。

本論の前に、大野村の概要を確認しておこう。⁽⁹⁾大野村は、「外秩父」にある東西一里半・南北一里余の山間村落である。支配は幕領で、村高は二三七石余(旧高田領取調帳)であった。反別は、正徳三年(一七三三)の村明細帳によると、田方一町二反余・畑方七四町七反余で、耕地は猪鹿による荒地化が顕著で、取下場(免率引下場)が設定されていた。年貢は代金納であった。作物は、大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆・大角豆・麻・荳。

菜・大根・芋・たばこなどがあげられる。

産業は林業が中心で、特に製炭業が村の重要な生業であった。御炭山は、貞享五年(一六八八)に「大河原柏炭御用御林」が設定され、享保元年(一七一六)には御林化が進み、一四カ所で惣反別二二五町六反余に上った。当村の江戸城御用炭請負は、徳川家康の關東入国から確認でき、寛文期に中絶し、延宝元年(一六七三)に再開され、宝永(正徳年間)に再び中絶され、享保元年に三度再開されるが、寛政元年(一七八九)に至って原木柏木の枯竭によって請負中止の歎願が許可され、大野村の江戸城御用炭請負は終焉を迎えた。

村組は、片市・並木・入・鳥沢・峯・七重で構成され、村役人は名主役を近世初期から正徳六年にかけて森田家の世襲だったが、享保二年からは複数年番名主制となった。森田家は「帳本」として村で一定の役割を果たし、現在文書が伝存するに至っている。安永八年(一七七九)には森田家が定役名主となったが、文化元年(一八〇四)には年番名主制が復活する。このように、村政は騒動などを通じた目まぐるしい制度変更が確認されている。

享保一五年における村内家別の持高は、最大が忠右衛門家六石余で、次に清大夫家(森田家)六石余が続くが、大高持の百姓は存在せず、全体的にみても各家の持高は低く、二石以下が約八七%を占めた。戸口は、管見の限り、近世における人口は、最大が享保一八年の七九二人で、最小は天保一四年(一八四三)の四二〇人であり、家数は最大が寛延三年(一七五〇)の一七八軒で、最小は嘉永六年(一八五三)の九一軒であった。近世中期(幕末期)にかけて人口・家数ともに半減している。

一 大野村の鉄砲

まず、大野村における鉄砲の所持者・預り者の系譜を、鉄砲証文などの検討をもとに確認しておきたい。「表1」を掲げよう。大野村について現存している鉄砲関係の文書は、元禄二年(一六八九)のものが最古である⁽¹⁰⁾。それは鉄砲主の手形で、久右衛門らの七名が鉄砲主として確認できる。大野村では「猪猿追」のために鉄砲七挺を下賜され、一人一挺ずつ預かることとした。その鉄砲は、「諸鳥・けだ物」などを打つてはならず、猪・猿が作物などを荒らすときにのみ「かみ玉」で追い払うものであった。

享保二年(一七一七)になると、獵師鉄砲二挺・威鉄砲五挺として用途別に分けられる⁽¹¹⁾。獵師鉄砲とは獵業のために所持を許された実弾を打つ鉄砲で、威鉄砲とは猪鹿など作物を荒らすものを追い払うために預かった空砲であった。獵師鉄砲は、久兵衛(市之介倅)と勘右衛門(彦兵衛倅)が所持していた。兩者ともに「当四拾弍年己前辰年、近山五左衛門様御代官之節」に願ひ出て鉄砲の所持を許されてきたともあり、延宝四年(一六七六)から鉄砲を所持していたと考えられる。獵師鉄砲と前述の元禄二年の手形との関係は不詳であるが、元禄二年の鉄砲は「かみ玉」であったことを考えると、当時は別に獵師鉄砲があったのであろう。

しかしながら、実際の大野村にはもっと多くの鉄砲があったようである。山方では野獸が田畑を荒らすので鉄砲を所持してきたが、触書により、享保二年に五挺、同一二年に七挺、合計して威鉄砲を含む鉄砲一二挺が代官に取り上げられ、獵師筒二挺のみとなっていた⁽¹²⁾。このような取り上げは、大野村だけではなく周辺村落でも確認され、皆谷村で五挺、坂本村で九挺

大内沢村(以上現、埼玉県秩父郡東秩父村)で一挺が取り上げられていたようである。

もちろん村の鉄砲が減ると、さらに野獸による田畑荒らしの被害は増加していった。村では「百姓自分之勢力ニ而追払」⁽¹³⁾ったが、それでは限界があり、度々鉄砲の使用を歎願した。また、獵業にも影響が出た。獵師の勘右衛門・久兵衛が口上書で歎願している⁽¹⁴⁾。獵業に使用する鉄砲を破損したが、その他の鉄砲はすべて取上げられ、その際に勘右衛門も二挺を差し上げたために、獵業ができなくなった。そこで、御免の獵業を行うために、今まで通り鉄砲一挺ずつの所持をしたいというものであった。御免鉄砲の他に鉄砲を所持することは、御免鉄砲が故障した際の代用という役割も担っていたのである。

これらの歎願が認められたのであろうか。享保一六年には四季打鉄砲を五挺預かり、獵師鉄砲二挺の所持も引き続き許された⁽¹⁵⁾。四季打鉄砲は、一年ごとの借用であり、正月に「鉄砲預り証文」が作成され、一二月二〇日まで使用され、一二月には「鉄砲打止め証文」を代官に提出して、鉄砲は名主方に預けられて封印された。また「猪鹿打留証文」を作成して、猪・鹿の打留め数を代官役所に報告した。これらの三つの文書を通じて、預かった四季打鉄砲は管理された。

それ以後、大野村では七挺の鉄砲を認められるかたちが継続している。寛政期以降は史料の伝存が断続的であるが、天保期まで七挺の鉄砲が確認できる。さらに天保一三年(一八四二)には四季打鉄砲が一〇挺に倍増され⁽¹⁶⁾、幕末まで至っていることが確認できる。

以上、大野村における鉄砲について概観したが、続いて四季打鉄砲の預かりと獵師鉄砲の所持をめぐる諸相をみることで各鉄砲の特徴をみたい。

〔表1〕大野村の鉄砲所持・預り者

年月	西暦	鉄砲所持・預り者							出典
		鉄砲主							
元禄2.正	1689	久右衛門	彦兵衛	市左衛門	茂左衛門	勘右衛門	九郎兵衛	権左衛門	7025
		獵師鉄砲			威鉄砲				
享保2	1717	久兵衛	勘右衛門	市右衛門	八兵衛	半兵衛	平右衛門	長兵衛	7168
		獵師鉄砲			四季打				
享保16.2	1731	久兵衛 (3 匁)	勘右衛門 (3 匁5分)	貞右衛門 (3 匁2分)	弥五右衛門 (3 匁)	忠右衛門 (3 匁2分)	甚兵衛 (2 匁8分)	藤左衛門 (3 匁)	7167
享保17.正	1732	↓	↓	貞右衛門	弥五右衛門	忠右衛門	甚兵衛	藤左衛門	7050
元文5.8	1740	久兵衛	勘右衛門	↓	↓	↓	↓	↓	7041
元文5.10	1740	↓	甚右衛門	↓	↓	↓	↓	↓	6068
寛保2.正	1742	↓	↓	貞右衛門	長右衛門 (3 匁)	忠右衛門	甚兵衛	新 七 (3 匁)	4785
寛保3.正	1743	↓	↓	貞右衛門	長右衛門	忠右衛門	甚兵衛	新 七	6821
延享2.正	1745	↓	↓	貞右衛門	長右衛門	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7038
延享4.正	1747	久兵衛	甚右衛門	貞右衛門	長右衛門	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7235
寛延2.12	1749	↓	↓	貞右衛門	長右衛門	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7235
寛延3.12	1750	↓	↓	貞右衛門	千 助	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7235
宝暦2.12	1752	↓	↓	貞右衛門	千 助	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7236
宝暦3.12	1753	↓	↓	貞右衛門	千 助	忠右衛門	甚兵衛	新 七	7236
宝暦4.正	1754	↓	↓	貞右衛門 (3 匁2分)	千 助 (3 匁)	恒右衛門 (3 匁2分)	甚兵衛 (2 匁8分)	新 七 (3 匁)	7236
宝暦5.12	1755	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	新 七	596
宝暦7.12	1757	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	新 七	596
宝暦8.12	1758	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	新 七	596
宝暦9.閏7	1759	久兵衛	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7029
宝暦9.12	1759	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	新 七	596
宝暦12.12	1762	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	新 七	596
宝暦13.3	1763	久兵衛	甚右衛門	↓	↓	↓	↓	↓	7237
宝暦13.12	1763	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	岡右衛門	596
宝暦14.10	1764	↓	↓	貞右衛門	千 助	恒右衛門	甚兵衛	岡右衛門	596
明和2.12	1765	↓	↓	貞右衛門	権左衛門	恒右衛門	甚兵衛	岡右衛門	596
明和3.12	1766	↓	↓	貞右衛門	権左衛門	恒右衛門	甚兵衛	岡右衛門	596
明和4.12	1767	↓	↓	貞右衛門	↓	庄左衛門	武 七	岡右衛門	596
明和7.正	1770	↓	↓	貞右衛門 (3 匁2分)	(新組へ)	庄左衛門 (3 匁2分)	武 七 (2 匁8分)	岡右衛門 (3 匁)	596
安永3.正	1774	↓	↓	貞右衛門	↓	庄左衛門	武 七	岡右衛門	595
安永4.正	1775	↓	↓	市右衛門	↓	庄左衛門	武 七	岡右衛門	595
安永5.正	1776	↓	↓	市右衛門 (3 匁2分)	↓	庄左衛門 (3 匁)	武 七 (2 匁8分)	岡右衛門 (3 匁2分)	595
安永7.正	1778	↓	↓	市右衛門	↓	庄左衛門	武 七	岡右衛門	595
安永9.11	1780	↓	↓	市右衛門	忠右衛門	庄左衛門	武 七	岡右衛門	367
安永10.正	1781	↓	↓	市右衛門	忠右衛門	庄左衛門	武 七	岡右衛門	367
天明2.正	1782	↓	↓	市右衛門 (3 匁2分)	忠右衛門 (3 匁2分)	忠 七 (3 匁)	武 七 (2 匁8分)	安右衛門 (3 匁2分)	367
天明3.2	1783	↓	↓	市右衛門	忠右衛門	忠 七	武 七	安右衛門	367
天明4.11	1784	↓	↓	市右衛門	忠右衛門	忠 七	武 七	安右衛門	367
天明5.正	1785	↓	↓	市右衛門	忠右衛門	清右衛門	善 八	安右衛門	367
天明8.8	1788	久兵衛 (3 匁)	熊 蔵 (3 匁5分)	市右衛門	忠右衛門	平右衛門 (3 匁)	善 八	安右衛門	5636
天明8.10	1788	久兵衛	勘右衛門	↓	↓	↓	↓	↓	
寛政6.正	1794	久兵衛	勘右衛門	市右衛門	忠右衛門	常右衛門	権 助	安右衛門	6118

近世山村の獵師と村方騒動

出典：「森田家文書」（文書番号は出典欄参照）

註1：括弧内の匁数は玉目の匁数。

註2：矢印は推測。

註3：宝暦9年閏7月・宝暦13年3月の久兵衛は市左衛門の改名。

まず四季打鉄砲である。他村へ持ち出した場合をみてみよう。¹⁷定(貞)右衛門が四季打鉄砲を預かってきたが、延享三年(一七四六)に他村へ持ち出したことが露見し、「不届」とされた。鉄砲は村役人の立会いのもので取り上げられ、封印して名主が預かることとなった。¹⁸しかし、四季打鉄砲を取り上げられたままだと「猪鹿防」をすることができず、渡世に影響が出るので、五人組・親類で責任をもつことを条件に請負を願いで許された。続いて、四季打鉄砲預かりへの五人組の加判拒否についてみてみよう。¹⁹

大野村では寛延二年(一七四九)までの数年間、村内相談のうえで長右衛門が四季打鉄砲を一挺預かってきた。ところが、翌寛延三年の「御預証文」を作成しようとしたところ、長右衛門の証文には五人組の者らが加判をしたくないと言張した。長右衛門には不埒な「立廻り」があり、内証で異見してきたが、それを聞き入れず「我儘」であるので、預けないでほしいという理由であった。長右衛門にしてみれば「不埒之致方」のために押印を延引するのは慈悲もないことであると反論した。結局、「表」からもわかるように、寛延三年に長右衛門から千助へと四季打鉄砲の預かり者は変更された。残念ながらこれ以上の経緯は不明であるが、いずれにしても、四季打鉄砲の預かりは、村役人らが相談した上で決定され、五人組の認可が形式的にはなく実質的に必要であったことが確認できる事例であろう。さらに、鉄砲預かり人が病身となった場合をみてみよう。²⁰四季打鉄砲の預かり人だった新七は、宝暦一三年(一七六三)二月二〇日に預かっていた鉄砲を返却した。病身のために来年は鉄砲を預かることが困難であり、村方相談のうえで他の預かり人を決めてほしいと村役人へ歎願した。また、四季打鉄砲を預かっていた甚平も、明和二年(一七六五)に病身を理由に同様の願書を村役人に提出していた。²¹四季打鉄砲は、村方の相談で預かり主

を決めていたことが確認できよう。

次に、獵師鉄砲についてみてみよう。獵師鉄砲については、四季打鉄砲のように毎年証文を作成することはなかったようであるが、持主が替わったときなど、数年に一通の獵師鉄砲証文が残されている。元文五年(一七四〇)のものをもとにみてみよう。鉄砲一挺ずつの玉目・持主が記され、「獵師筒所持仕渡世を送り」とあり、鉄砲を所持することで渡世するとしている点が、四季打鉄砲とは大きく異なる点である。もしこの鉄砲で狩り以外に「悪事」をしたならば、本人はもちろん、名主・五人組にまで責任が及ぶとされた。また、この鉄砲で野獸以外の殺生をすることや、他人はもちろん、親子・兄弟であっても持主以外の者へ貸与することも禁止された。

それでは具体的に、獵師が病死した場合の相続をみてみよう。²²元文五年に鉄砲持主の勘右衛門が病死した。倅の五郎七は若輩で、獵業や「猪鹿防」を行うことは難しいとされ、そのため親類の甚右衛門が鉄砲を所持したいと願いで出ている。まず相続に倅が検討されていることに注目すべきであろう。獵師鉄砲は世襲が原則的であったようであり、このことは「表」からも推測できる。しかしながら、この場合には倅が獵業をできず、すぐに獵業を担える親類へと相続者は移されようとした。結果的に、親類の甚右衛門へ獵師鉄砲の所持は許された。

続いて、鉄砲持主である獵師が家出してしまった場合をみてみよう。²³天保一〇年八月一日に、獵師鉄砲の所持者である勘右衛門が「風斗家出」してしまい、帰宅しなかった。代官役所へは八月二九日に届け出たが、その後六ヶ月を経っても本人の行方はわからない。そこで、獵師鉄砲は勘右衛門の親類と村役人で相談したうえで、百姓吉兵衛が所持することとな

た。四季打鉄砲とは異なり、村内相談まではせず、親類と村役人とで所持者を決定していたようである。

二 獵師俣市左衛門の鉄砲不法所持一件

まず、市左衛門の家系を確認しておこう。市左衛門家では、延宝四年(二六七六)に祖父の市之介が代官役所へ願ひ出て獵師鉄砲の所持を許されて以来、獵師鉄砲を所持し続けている。⁽²⁵⁾享保二年(二七一七)には、祖父の市之介から父の久兵衛へ獵師鉄砲は「讓請」となり、⁽²⁶⁾宝曆八年(一七五八)には、父の久兵衛から市左衛門へと百姓相続がされた。⁽²⁷⁾すなわち、市之介―久兵衛―市左衛門という三代にわたる獵師の家系が確認できる。

その市左衛門をめぐる鉄砲不法所持一件が宝曆九年に起こる。本一件については、都幾川村史や武井弘一氏の著書でも検討されているが、⁽²⁸⁾背景も含めて詳細に検討してみたい。それでは、一件の経緯を追ってみよう。宝曆九年五月二四日に「関所方役所」から久兵衛の所持する獵師鉄砲を名主・年寄が取り上げ、五人組の立ち会いのもとで封印するように「差紙」⁽²⁹⁾が送られた。詳細は不明であるが、村外での獵師鉄砲の所持を関所役人に見咎められたのであろう。その鉄砲台は損傷を修理したものであるという(鉄砲は筒と台からなる)。鉄砲を封印したことを久兵衛と五人組が確認している。

その理由は、同月付けの村役人が伊奈代官役所へ宛てた願書に詳しい。⁽³⁰⁾久兵衛は獵師鉄砲一挺を御免所持してきたが、老衰のため隠居して獵業を止め、代わりに宝曆八年より俣の市左衛門が百姓を相続して、獵師鉄砲も所持することとなった。しかしながら、市左衛門には日頃から鉄砲を所持

して他村を徘徊しているという「取沙汰」があった。そこで、市左衛門を名主方へ呼び寄せ、村役人・五人組が立会いのもと、鉄砲の所持は公儀まで願ひ出たうえで許可を得ており、鉄砲を所持して他村へ出て逗留することは禁止であるので、今後は止めるよう申し渡した。市左衛門もその場合は承知したが、引き続き鉄砲を所持して他村へ出ている様子であった。そのため、村役人らは五月一四日に五人組へ市左衛門を詮議するよう申し渡したところ、村内に市左衛門の姿は見えず、居所もわからなかった。一七日の朝になって市左衛門が出てきて五人組と相談し、五人組の人びとは市左衛門に他村を徘徊しないよう注意したが、市左衛門は今後も他村への徘徊を止めることはできないという。村役人は、市左衛門が他村への徘徊を続けると、村役人にもどんな御咎めがあるかわからないので、市左衛門以外の百姓へ獵師鉄砲を譲るように願ひ出たのである。

その後、久兵衛から鉄砲を取り上げようとすると、新鉄砲一挺と、「御免」の焼き印のある鉄砲は損傷しているとのことで鉄砲台だけが差し出された。⁽³¹⁾新規の鉄砲購入は、代官役所へも願ひ出たうえでなければならぬが、村役人へも話はなかった。久兵衛・市左衛門は、御免の鉄砲が破損したので自分の手配で修理して所持し、それだけでは申し訳ないので、無印の新鉄砲を封印して「古台」とともに名主に預けるといふ。

翌六月に久兵衛・市左衛門から村役人へ平村(現、埼玉県比企郡)ときがわ町(天徳庵と大野村の神主豊後守を仲介として、扱ひ証文が出された。⁽³²⁾それによると、村役人の訴えに対して久兵衛・市左衛門へ代官役所からの吟味があり、他村へ鉄砲を持ち出して獵業はしていないことを明確にし、そのうえで今後は他村へは出ず、もし他村へ出て獵業をするか、他村へ鉄砲を持ち出したという風聞があっても反論しないことを約束し、証文をと

った。

ところが、この証文には、獵師の行動と村境の微妙な関係が続けて記されている。すなわち、「縦右獵師鉄砲ニ而當村地内ニ而畜類打候而、手負ニ而當村境を越、他村地内江くるい出、當村内ニ而留メ兼候節ハ、無扨他村地内江罷出、右手負之畜類取留メ申度候」である。野獸を村内で打つても、手負いとなって村境を越えるようなことがあれば、他村へ出て手負いの野獸を仕留めたいという。獵業のうえで、獲物を追っているときには村境などを越えてしまうこともあるということであろう。

同月、市左衛門らが一札をいれる⁽³³⁾。代官役所での吟味では、市左衛門らの「申分ケ」が一切立たずに難儀したので、菩提寺天徳庵に頼んで、「不埒之致方」は心得違いであったとして内済となるよう詫びを入れている。しかしながら、獵業を止めては渡世が立たず、親久兵衛が所持したように市左衛門へも鉄砲の所持を許可するように願ひ出た。御免とならば、ご法度を守って他村を徘徊せずに村内で獵業をし、「猪鹿追防」で渡世をするとしている。

結局この一件は、天徳庵らの仲介で内済となった⁽³⁴⁾。久兵衛・市左衛門は村役人の要求を受け入れることで、獵師鉄砲の所持を許された。村役人は「古台三損し候故、私共新鉄砲ノ様ニ少々心得違ニ而申上候」と言い訳している(この点については後述する)。閏七月には、鉄砲証文も作成される⁽³⁵⁾。久兵衛が老衰となったため、倅の市左衛門へ獵師鉄砲が譲渡された。また市左衛門は、名前を父の「久兵衛」を名乗って渡世するとした。しかしながら、実際にはあくまで渡世の際の名前であって、宗門人別帳などには「市左衛門」のまま記載された⁽³⁶⁾。

ここで本一件にかかわる鉄砲台についての史料を掲げよう⁽³⁷⁾。

〔史料1〕

覚書

此節古市左衛門名久兵衛ニ改メ御役所江鉄砲持參致、秩父ニ而拵候新台へ御焼印被下候様ニ市左衛門申上候所、其儀ハ難成段被仰渡、鉄砲屋へ相對致候哉、秩父拵之台ヲ国友ニて修覆致候旨、御役所・此方へも証文差出し候ニ付、御焼印丸ノ京之字式印シ被下候由、甚右衛門ハ古鉄砲下ニ相渡し候筒共ニ取替、同御焼印請候由、名主代三郎右衛門申候、外甚右衛門病身故、倅方へ相渡し申度段相窺候所ニ、市左衛門証文之通り差上候而相讓可申段、其上渡候由ニ三郎右衛門申候、閏七月二日ニ出立、同七日甚右衛門・三郎右衛門罷歸り、市左衛門ハ年利^(典損)ニ被相頼候由ニて、相^(典損)返留致候由、右兩人とも古台者御役所へ差出候由、秩父鉄砲鍛冶や之義、国友ニて承り候所不存候由、尤江戸表ニて外三三ヶ所御座候得共皆々破損ニ而者、右国友喜内方へ聞合致候由申答候由也、

鉄砲町ニ而

大塚喜内

閏七月八日書留ル

国友鉄砲町(現、滋賀県長浜市)の大塚喜内の書留の写しである。国友は鉄砲の一大産地である。「閏七月八日」に書き留めるとのみあるが、内容から宝暦九年のものであると考えられる。大野村役人から喜内への問い合わせに対する喜内からの返答を写したものであろう。これによると、市左衛門は名前を久兵衛に改め、代官役所へ鉄砲を持參して、秩父でつくった「新台」に「御焼印」をしていただけ願ったが、それはできないという対応であった。鉄砲屋へ「相對」で行うということであろうか。秩父

でつくった「古」を国友で修復することを、代官役所や喜内へも証文を提出したので、喜内は「丸ノ京之字」印を二つ焼印した。「古古」は代官役所へ差し出すとのことであった。秩父の鉄砲鍛冶屋は、国友で承ったことを知らないという。このように、市左衛門は国友で鉄砲の「古古」を修理していたが、そのことで村役人は新鉄砲であるかのように勘違いした。ここでは、大野村の獵師が遠く国友まで鉄砲の修理を出していることと、秩父と国友という鍛冶屋の選択を行っていることに注目しておきたい。

三 「猪鹿追防」と獵師

(一) 一件後の市左衛門

このように、獵師鉄砲の所持を許された市左衛門であったが、その五年後の宝暦一四年(一七六四)に再び村役人らとの間で問題となる。史料を掲げよう。⁽³⁸⁾

(史料2)

乍恐書付を以奉願上候

一、大野村名主・組頭・年寄共申上候、当村之義、猪鹿追防キ候儀、前々々賞錢を以村之内鉄炮所持之者相頼、数年追来り候処、百姓之内市左衛門義、猪鹿追防キ之義彼是難決致シ、惣百姓一統之出錢差出シ不申候故、外百姓之内ニ者出錢出来兼候様ニ罷成、去ル午未兩年猪鹿追防キ相休ミ申候所ニ、別而兩年猪鹿彫敷発向仕、作物等殊之外喰荒シ、面々難儀ニ御座候ニ付、前々之通り賞錢人足等差出、当年々猪鹿追防キ申度段惣百姓相願候ニ付、願之趣定書相認得心印

形相揃候処、入組百姓共之義ニも得心印形可仕段申候ニ付、則定書之趣組頭定右衛門・八兵衛方申渡候処、右市左衛門義罷出、猪追相談相定申候義者不得心ニ有之ニ付、外百姓共ニ茂印形為致候儀、決而難相成段申、刺右定書付無躰ニ奪取り相渡シ不申候故、入組一組相調不申候、畢竟唯今通り猪鹿発向仕候而者、村内百姓退転ニ茂相成、殊ニ田畑次第ニ荒地ニ罷成、御年貢御上納等差支ニ茂相成候而ハ村方難儀ニ奉存候ニ付、百姓共相願候趣ニまかせ、惣百姓不殘印形相揃猪鹿追防キ申度奉存候所、市左衛門人如何様之存寄ニ有之候哉、前々之出錢も差出不申、尚又此度難決仕、相定之書付無躰ニ奪取、惣百姓一統之相談相破り候段、重々我儘之致方難心得奉存候事

一、右市左衛門義ハ獵業鉄炮所持仕候者ニ有之候処、当六年以前卯ノ六月我儘之致方御座候ニ付、御役所江御訴申上、則被御召出、御吟味被仰付候所、市左衛門菩提寺罷出申下ケ仕、私共方江段々詫異見被申候而、自今以後鉄炮所持致シ他村等ニ徘徊仕間敷段、一札取置内濟仕候処、一札之趣一切不相用、段々他村江罷出候処、若シ御留メ場近在迄も罷越、如何様之殺生等仕候哉、難斗奉存候事

一、今度朝鮮人御用ニ付、猪壺疋御上納可仕旨、去十一月中被仰付候ニ付、右御用之趣獵業人甚右衛門・市左衛門兩人方江申渡シ、御請印差出候様申候所、甚右衛門義ハ無相違請印仕候得共、市左衛門義彼是難決申候而御請印不仕候事

一、当村之義者

御公用之外、御炭御用相勤候村方ニ御座候得者、御用筋御法度之趣等惣百姓江申渡候義ハ度^(虫損)之義ニ御座候処、市左衛門義右躰之我儘ニ有之候而者、外百姓共ニ心得違茂有之、御用筋間違等も可有御座

哉、難斗奉存候事

右之通市左衛門段々我儘多く、村役人共申渡候儀、惣而難洪仕候得者、其毎度御訴江申上出入ニ取掛り候而者、貧窮之役人共ニ而難儀ニ奉存候ニ付、無是非指置申候得共、無拠此度奉願上候儀者、右市左衛門義被為御召出御吟味之上、自今以後私共支配を相離シ、忝人百姓ニ被仰付被下候様奉願上候、御慈悲を以願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

宝曆十四年申二月

(後略)

これは、大野村村役人から伊奈代官役所へ出された願書である。市左衛門は、次第に「我儘」が多くなり、村役人が申し渡したことはすべて「難洪」とし、村役人らが問題のある度に訴え出るのは大変であるので、今後は大野村の村役人の支配から外して「忝人百姓」とするようお願い出たのである。具体的には以下の四点を理由に上げた。

第一に、「猪鹿追防」の出銭拒否である。大野村では、以前から賃銭で村内の鉄砲所持者に頼んで行ってきた。しかし、市左衛門はかれこれと「難洪」を申し、惣百姓による出銭に参加しなかった。そのため、他の百姓にも出銭できない者が出て、宝曆一、二、一三年には「猪鹿追防」を休ませざるを得なかった。その結果、特に兩年には猪鹿が夥しく「発向」して作物を食い荒した。そこで以前のように、再び「猪鹿追防」を惣百姓が歎願したが、入組の百姓らが得心せず押印しない。定書を組頭定右衛門・八兵衛から申し渡したが、市左衛門が出てきて「猪追」の相談について定めたことは「不得心」であるので、他の百姓らも押印させないとした。市左衛門一人が以前に出銭もせず、今度は「難洪」を申し「定之書付」を奪

い取り、惣百姓での相談を破り、「我儘之致方」であるとした。

第二に、獵師鉄砲の所持についてである。市左衛門は前述のように宝曆九年に「我儘之致方」とされて代官役所へ訴えられて一件となった。結果的に内済となったが、その内容には従わず、次第に鉄砲を所持して他村へ出ている。

第三に、朝鮮通信使の来朝における御用についてである。大野村は、猪一疋を上納するよう宝曆一三年一月に命じられた。村では、この御用を獵業人の甚右衛門・市左衛門へ申し渡し、請印をするよう両者に申ししたが、甚右衛門が請印を提出する一方で、市左衛門はいろいろと「難洪」を申し、請印をしなかったのである。村方には非協力的であった。

第四に、御炭御用についてである。大野村は御用を勤めてきた村であるが、御用に関する御法度を惣百姓に申し渡しても、市左衛門が「我儘」であるので、他の百姓に心得違いがあっては御用筋に間違いなどもあるかと他の百姓への影響を懸念している。

このように、村役人は市左衛門を彼らの意にさまざまな点で従わないことを理由に、「我儘」として「忝人百姓」として村から排除することを願い出たのであった。以下、「猪鹿追防」と朝鮮通信使来朝の御用について掘り下げて検討してみよう。市左衛門をめぐる問題の背景を探ってみよう。

(二) 四季打鉄砲と獵師鉄砲による「猪鹿追防」

大野村における「猪鹿追防」の実態をみてみよう。³⁹⁾

まず、四季打鉄砲による「猪鹿追防」がある。前述のように、四季打鉄砲を預かった際には、毎年打留め証文が代官役所へ提出された。正月に借

〔表2〕 四季打鉄砲による猪鹿の打ち留め数

年	西暦	猪(疋)	鹿(疋)	合計(疋)	出典
寛保2	1742	10	30	40	3437
寛保3	1743	11	19	30	7037
延享元	1744	10	25	35	7040
延享2	1745	11	25	36	7235
延享3	1746	11	20	31	7235
延元	1748	15	20	35	7235
寛延2	1749	12	23	35	7235
寛延3	1750	9	12	21	7235
宝暦元	1751	10	13	23	5184
宝暦2	1752	10	12	22	7236
宝暦3	1753	8	12	20	7236
宝暦4	1754	10	13	23	7236
宝暦5	1755	10	10	20	596
宝暦6	1756	7	17	24	596
宝暦7	1757	10	15	25	596
宝暦8	1758	10	17	27	596
宝暦9	1759	12	18	30	596
宝暦10	1760	13	20	33	596
宝暦11	1761	13	17	30	596
宝暦12	1762	10	20	30	596
宝暦13	1763	11	14	25	596
明和元	1764	10	12	22	596
明和2	1765	10	15	25	596
明和3	1766	11	13	24	596
明和4	1767	9	12	21	596
明和6	1769	10	15	25	596
明和7	1770	10	15	25	596
明和8	1771	11	11	22	596
明和9	1772	9	11	20	595
安永2	1773	10	11	21	595
安永3	1774	9	10	19	595
安永6	1777	9	10	19	595
安永7	1778	9	11	20	367
安永8	1779	10	12	22	367
安永9	1780	9	10	19	367
天明4	1784	9	10	19	367

出典：「森田家文書」(史料番号は出典欄)

〔史料3〕

褒美覚

猪壹疋

錢四百文

鹿壹疋

同式百五拾文

日數六拾日追候定

一日扶食代四拾文宛

右之通相定、私共請負申所相違無御座候、尤猪鹿打留次第壹疋切ニ御改申候而帳面ニ印シ置、御勘定可申候、追候儀朝早天方暮合迄ニ無間違相勤可申候、猪鹿打候外殺生仕間敷旨、是亦奉畏候、以上

亥三月朔日 請負主 長右衛門◎

同 市左衛門◎

用した鉄砲を使用して一二月二〇日までに打ち留めた猪鹿の合計数が報告された⁽⁴⁰⁾。それらを集計したものが〔表2〕である。これによると、寛保二年(一七四二)〜天明四年(一七八四)の約四〇年間の打ち留め数が確認できる(一部欠年あり)。猪・鹿ともに毎年打ち留めている。猪は毎年一〇疋前後で推移しており、寛延元年(一七四八)に一五疋という年もあるが、全体的に非常に安定している。一方の鹿は、一〇疋から三〇疋の幅があり、安定していない。鹿の打ち留め数は徐々に減少していつている。全体的にみると、寛保二年の四〇疋から天明四年の一九疋へと打ち留め数が半減していることが確認でき、四季打鉄砲を借用することで、ある一定の「猪鹿追防」の効果はあったと考えられるが、あわせて「猪鹿追防」の困難さも読み取ることができよう。

また大野村では、獵師などの鉄砲による「猪鹿追防」の請負も行われていた。寛保から宝暦期の史料が残されている。まず史料を掲げよう⁽⁴¹⁾。

寛保三年三月に長右衛門・市左衛門が「猪鹿追防」を請け負った際の覚書である。まず褒美は、猪一疋あたり錢四〇〇文、鹿一疋あたり二五〇文とし、狩獵の日数は六〇日と設定され、扶持代として一日四〇文ずつ支払われることが決められていた。また、記録をつけておいて勘定することとし、猪・鹿を打ち留め次第、一疋ずつ確認して帳面に記しておくことされた。さらに、早朝から夕暮れまで狩獵を勤め、猪・鹿を打つ以外には殺生をしないとしている。

このような史料などをもとに、「猪鹿追防」の請負についてまとめたのが〔表3〕である。大野村では、寛保三年から宝暦九年までの「猪鹿追防」の請負を史料上確認することができる。

まず請負は、二名で行うことが基本だったようである(寛延三年・宝暦八

〔表3〕「猪鹿追防」の請負

年(西暦)	寛保3(1743)	寛延3(1750)	宝暦2(1752)	宝暦4(1754)	宝暦5(1755)	宝暦7(1757)	宝暦8(1758)	宝暦9(1759)
請負人	長右衛門 市左衛門	市左衛門	久兵衛 貞右衛門	市左衛門 貞右衛門	久兵衛	甚右衛門	貞右衛門	甚右衛門
手伝人		(千助)			貞右衛門	貞右衛門		仙助
褒美 猪1疋 鹿1疋	銭400文 銭250文	銭400文 銭250文	銭400文 銭250文	銭400文 銭300文	銭400文 銭300文	銭400文 銭300文	銭400文 銭300文	銭400文 銭300文
扶持代(銭)	60日1日40文	30日1日32文	30日2貫文 (2人分)	30日1貫文 (1人分)	30日1貫文 (1人分)	30日1貫文 (1人分)	30日1貫文 (1人分)	30日1貫文 (1人分)
打留・褒美	3/2 鹿2疋 3/6 鹿1疋 3/13 鹿1疋 3/16 鹿1疋 3/17 銭1貫文 3/17 銭1貫文 3/21 鹿1疋 3/21 猪1疋 3/22 猪1疋 4/4 銭1貫 400文 4/12 鹿2疋	2/14 鹿2疋 2/15 鹿1疋 2/20 鹿1疋 2/20 銭1貫 500文 2/26 猪1疋 2/26 鹿1疋 2/28 銭500文 3/1 銭800文 3/9 鹿1疋 3/13 鹿2疋 3/15 銭1貫 600文	2/3 銭400文 2/7 猪1疋 2/10 銭1貫 124文 2/15 鹿2疋 2/21 鹿3疋 2/27 猪1疋 2/28 鹿1疋 2/28 鹿1疋 2/29 銭1貫 124文 3/1 猪1疋 3/8 猪2疋 3/11 銭2貫 250文 3/15 鹿1疋 3/20 鹿1疋 3/23 鹿1疋 3/23 鹿1疋	閏2/2 鹿3疋 閏2/4 金1分 閏2/5 鹿1疋 閏2/10 猪1疋 閏2/10 鹿1疋 閏2/12 猪1疋 閏2/14 鹿1疋 閏2/19 鹿1疋 閏2/28 鹿1疋 閏2/29 金2分 3/2 猪1疋 3/12 鹿3疋	2/19 鹿1疋 2/19 金2分 2/22 鹿1疋 2/23 鹿1疋 3/1 金2分 3/4 鹿1疋 3/10 鹿2疋 3/13 鹿1疋 3/13 猪1疋 3/18 銭300文 3/18 銭300文 3/19 鹿1疋 3/20 鹿1疋 3/25 金2朱 3/25 銭300文	2/20 鹿1疋 2/20 銭300文 2/21 銭500文 2/29 銭500文 2/29 銭400文 3/1 鹿1疋 3/5 鹿1疋 3/6 鹿1疋 3/11 鹿1疋 3/11 銭500文 3/15 金1分	3/26 鹿1疋 3/28 鹿1疋 4/2 鹿1疋 4/2 鹿1疋 4/6 鹿1疋 4/18 猪1疋 4/23 鹿1疋 4/25 鹿1疋	3/5 銭1貫文 3/19 猪1疋 3/20 銭1貫文 3/25 鹿1疋 3/27 鹿1疋 3/29 銭600文 4/4 鹿1疋
合計 打留数	10疋 (猪2・鹿8)	9疋 (猪1・鹿8)	16疋 (猪5・鹿11)	14疋 (猪3・鹿11)	10疋 (猪1・鹿9)	5疋 (猪0・鹿5)	8疋 (猪1・鹿7)	4疋 (猪1・鹿3)
日程	2/29~4/13	2/13~3/13 30日分	2/6~3/23 45日分	閏2/1~3/15 45日分	2/11~(4/3) 45日分	(2/14)~3/14 30日分	3/25~4/25 30日分	(3/4)~4/7 30日分
賃銭	6貫256文	4貫400文	8貫文 酒代250文含	7貫500文	5貫848文 酒代300文含	3貫900文 酒代400文含	3貫500文	3貫600文 酒代300文含
出典	1381	1568	1566	1567	1395	1349	1350	1394

出典：「森田家文書」(文書番号は出典欄を参照)

註1：寛延3年の手伝人仙助は、請負時には名前がなかったが、賃銭の受取時に名前が確認できる。

註2：宝暦2年2月10日以降の賃銭受取人は、貞右衛門・市左衛門。ただし、最終の残銭の受取は久兵衛。

註3：宝暦4年の受取人は市左衛門でなく久兵衛。

註4：宝暦5年3月18日銭300文の受取人は加勢人甚右衛門・千助。

註5：宝暦5年3月25日金2朱の受取人は市左衛門、銭300文の受取人は勘右衛門。

年を除く)。そして、寛延三年の千助は例外的であるが、宝曆四年までは請負人が二名で、それ以降は請負人一名と手伝人一名(史料によっては「人足」という表記のこともある)の計二名で行うようになる。請負人・手伝人は、〔表一〕をみると、久兵衛(俣市左衛門)・甚右衛門が獵師鉄砲を所持し、長右衛門・貞右衛門・仙助が四季打鉄砲を預かっていたことを知ることができ、獵師と四季打鉄砲預かり人とが一名ずつ組んで請負っていたことがわかる。ただし、宝曆五年のように例年より猪・鹿が多く現われたために、甚右衛門・仙助という二名の加勢人が加わり、人足扶持を受け取ることもあった。⁽⁴⁸⁾

褒美は、猪一疋あたり錢四〇〇文・鹿一疋あたり二五〇文であったものが、宝曆四年以降は鹿一疋あたり三〇〇文に値上げされている。また扶持代は、一日四〇文ずつだったものが、寛延三年以降は一日三二文ずつ(一ヶ月一貫文)に下げられた。狩猟日数の設定も、寛延三年以降は六〇日から三〇日に半減され、扶持代を軽減して実際の打ち留めによる褒美を増やすことを意図したのであろう。しかし、日数は実際には設定よりも多く行っていたようである。

請負時の覚書の通り、狩猟の記録がつけられていた。日ごとに打ち留めた猪・鹿の正数や受け取った褒美・賃銭が記され、「狩猟日誌」といってよい内容だろう。狩猟は二月から四月に行われ、年によって詳細な日程は異なり、二月中にはじめられることが多かったが、三月末からはじめられることもあった。狩猟の日数は、実際には請負時の設定よりも多く行っていたようである。狩猟の状況などで判断していたのであろう。

打ち留め数も年によって異なることがわかる。宝曆二年の一六疋、宝曆四年の一四疋が多く、宝曆七年の五疋、宝曆四年の四疋は少ないが、平均

して一〇疋くらいとしてよいだろう。寛保三年から宝曆五年までは、一〇疋前後を打ち留め続けているが、宝曆七年以降は半減する。これは請負人に関係があるのではなからうか。宝曆五年までは久兵衛・市左衛門父子が務め、それ以降は請け負わず、打ち留め数は半減している。また、四季打鉄砲による「猪鹿追防」と同じように、猪よりも鹿の方が非常に多い。大野村周辺における猪・鹿の生息数とも関係があるのだろうか。

賃銭は、猪・鹿打ち留めの褒美と扶持代を合わせた金額である。一部は狩猟中に渡され、中には前金で渡されることもあった。請負時に設定された褒美・扶持代に順じて支払われているとみてよいだろう。ただし、酒代という請負時にはない金銭も支払われている。これは、宝曆二年・同五年・同七年・同九年に確認できる。宝曆二年はなぜ渡されたか不明であるが、宝曆五年には「当年夫持方高直故、殊ニ猪鹿打殺候数不足ニ而難儀ニ御座候ニ付」とあり、打ち留め数が不足したことなどにより請負人らに渡される賃銭が少なくなるために、その補填に少しでも酒代というかたちで渡すというものであった。

その請負人らに渡される賃銭は、村内で徴収された。片市・並木・鳥沢・入・峯組という組ごとに集められた(七重組は入っていない)。負担の割付は、宝曆四年「猪鹿防日雇帳」をみると、麦蒔高で行われたようである。賃銭の合計を各組の麦蒔高で割ることで算出された。宝曆四年を例に挙げれば、賃銭は七貫五〇〇文で、麦蒔高は三八石五斗九升であったため、麦蒔高一升につき錢一文八分六厘六毛の割合であった。ただし、割付からは除外となっていた者があったようである。それは、各組の取立を担当する者(組頭と思われる)、世話役を頼んでいる恒右衛門(森田家、名主ではないと思われる)、「猪鹿追防」の請負人(久兵衛・貞右衛門)であった。⁽⁴⁹⁾当然の

ことではあるが、請負人は負担から除外されていることを確認しておこう。割り付けられた分は、各組から六月には支払済みとなっているので、何らかの立替などによって、請負人には貸銭を渡しておき、後日村内で徴収していたようである。

このように行われてきた請負による「猪鹿追防」であったが、前述の通り宝暦一三二一三年には休止となった。それは、市左衛門の出銭拒否に他の百姓も同調したことが原因であった。それに対して、村役人らは前掲の市左衛門の「忝人百姓」願いとともに、「猪鹿追防」再開の定書を各組ごと⁽⁴⁶⁾に作成して百姓連印を進めようとした。しかしながら、結局市左衛門の属する入組を中心に押印を得ることができず、組分け騒動へと展開していく。以後、残念ながら大野村の「猪鹿追防」に関する文書は確認できなくなる。

(三) 朝鮮通信使の来朝と獵業

続いて、朝鮮通信使の来朝における御用についてみてみよう。御用については、まず伊奈代官役所から大野村へ「御尋」があり、それに対する返答書が残されている⁽⁴⁷⁾。將軍家治へ謁見するために来朝した、宝暦一四年二月の朝鮮通信使のものであろう。その際に猪鹿の肉が必要とされ、それを手配するという御用であった。

代官役所からは、以下の五点について「御尋」があった。獵業を考えると、うえでも興味深い史料である。①猪鹿を生で使う場合、打ち留めた日から何日くらいもつか。②猪鹿を煮る季節はいつごろか。③猪鹿を薄塩に漬けたならば、打ち留めた日から何日くらいもつか。④一村で猪鹿を大体何

疋くらい差し出せるか。⑤猪鹿を打ち留めるよう命じたならば、延享年中のように猪一疋につき、玉葉代・道中輸送賃、塩漬けの場合には塩代を含めて代金二分二朱でよいか。

対する大野村の返答は、以下の通りである。①猪鹿を九一〇月頃に使う場合、打ち留めた日から一〇日くらいは日持ちする。②狩猟は一年を通して行っているが、特に八九月から冬中は精を出して獵業をする。③九一〇月頃に猪鹿を薄塩に漬ければ、打ち留めた日から三〇日くらいはもつ。④当村では、二疋くらいは猪鹿を献上できるだろう。⑤代金については設定された代金で承知する、というものであった。

以上をみると、まず延享年間に猪鹿打ち留めの御用を請け負っていたことが注目される。「表1」によると、この時の獵師は久兵衛(市左衛門父)と甚右衛門であったと思われる。誤用の代金は、前述した「猪鹿追防」のときの猪一疋四〇〇文と比べると、明らかに高額であった。また大野村では、年間を通じて獵業が行われており、特に秋から冬にかけて活発に行われた。このことからすると、前述した「猪鹿追防」の狩猟が春に行われていたのとは季節が異なる。獵業↓「猪鹿追防」という年間の流れが把握できらるだろう。

このような代官役所からの詳細な「御尋」の後、前掲の「史料2」をみると、宝暦一三年一二月に猪一疋を上納しよう命じられた。この御用は、村では獵師の甚右衛門と市左衛門へ申し渡したが、甚右衛門は請印をしたのに対し、市左衛門はかれこれ「難波」を申して請印しなかったのであった。

四 組分け騒動と新組の成立

(一) 組分け騒動の経過

組分け騒動については、君塚仁彦氏の研究があるが、重複をいとわずに獵師市左衛門の視点で詳細にみていきたい。惣百姓の相談のうえで定めた「猪鹿追防」再開に対する市左衛門の不同意などを「我儘」とした一件は、

さらなる展開をみせる。宝曆一四年(二七六四)三月に村役人から伊奈代官役所へ願ひ上げがなされた。⁽⁴⁹⁾それによると、村役人からの訴状(史料2)にもとづいて代官役所が市左衛門を吟味したところ、惣百姓のうち三八名が村役人の意見に同意せず、市左衛門に同調した。もちろん村内の相談では、この者たちも村役人の意見を了承していた。そこで村役人は、今後の村政もままならないことを理由に市左衛門と三八名の者たちを、今後は大野村の既存の村役人の支配から切り離して分け組とし、公用・村用も別々に勤めることを仰せ付けられるよう願ひ出たのである。市左衛門に同調する者が村内に三八名もいたのである。

さらに名主・組頭の訴えは続く。明和元年(二七六四)七月にも伊奈代官役所へ訴状が出される。⁽⁵⁰⁾名主・組頭がその年の御炭酒代銀の割合勘定と村入用銭の割合を今までと同様に行ったところ、多くの村人は押印したが、やはり市左衛門と三八名(他に百姓四名の者たちも)が徒党を組んで反発してきた。市左衛門は、村役人のやり方は紛らわしいので押印しないという。そのうえ、悪口雑言をあげせ、徒党の者らも押印しなかつた。名主・組頭にはこの行動が理解できず、さらなる吟味願ひを代官役所に提出したので

ある。

その後も村役人らと市左衛門らは、和解することがなかつたようである。明和元年九月には、村役人(本組)から組分け議定証文が作成される。⁽⁵¹⁾大野村を本組・新組に組分けしたいという願書であつた。大野村の百姓は一七二名おり、そのうち一二五名を本組、四七名(議定では四六名)を新組に分ける。本組には名主二名・組頭六名・年寄六名、新組には組頭一名・年寄一名の村役人をおく。御用・村用は両組が別々に行う、という願ひ上げであつた。

さらなる詳細な議定の簡条は、以下の通りである。①「猪鹿追」は、本組で相談のあるときに、新組の者も加わつて、石高に応じて人足・賃金を割り合つて負担する。②検地帳は新組がすべてを書写し、小前帳は新組となる百姓四六軒分を書き抜いて書写する。③年貢割付状は、毎年書写し、写しを新組が所持する。④年貢・諸役銭・村入用銭の取立は、上納まで別々に勤め、皆済目録は別々にいただきたいが、その点については代官役所の決定に従う。⑤御用炭二〇〇俵のうち、五〇俵は新組が勤め、その際の詳細な方法も決められた。⑥臨時御用で代官役所などの役人が来村したときの賄ひは、両組が一体となつて対応する。⑦御炭を選んだ後に出る屑粉炭が村に下賜されるならば、両組で分配する。⑧上様からいただく酒代銀のうち、前借用については今まで通り三度行い、御炭の俵数に応じて割り合つて分配する。⑨御林内で野火などがあつた場合には、どこの御林でも見つけ次第両組より駆付け付けて防火に努める。⑩道普請は、今まで通り行う。⑪宗門帳・五人組帳は、今まで通り今年は作成するが、来年(明和二年)からは両組で別々に作成する。五人組は大切なものなので、両組ともに五人組の組み替えを帳面に仕立てる。また領主などからの廻状は、本

組に届いたならば新組に送り、新組に届いたならば本組に送り、請書などは別々に差し上げる。⑫鉄砲証文は拝借筒・獵師筒とも預かり主・持主はこれまでの通りとし、今年から証文は両組で別々に作成して提出する。

この議定に対して、九月二五日には新組四七名惣代の市左衛門から本組の惣代に宛てた新組の組分け議定証文がつけられる。⁽⁵³⁾それによると、本組の議定に対して大枠に問題はなかったが、以下のようなふみこんだ内容が展開される。⑬検地帳などの諸帳面を書写するのは、江戸ではなく、村方で行う。⑭昨年(宝暦一三年)六月からの村入用銭は、割り合つたが集まっていない。またその後にかげられた村入用銭(一軒あたり鏝九三文ずつ)は、新組からも出し、集めた銭のうち金一両ほどを納入のための入用として「納入」に渡し、新組でも受け取る。名主給は今年の五月分までは渡し済みで、六月から一〇月上旬までの分として一軒あたり鏝三三文ずつを出銭して、本組の村役人に渡す。⑯鉄砲証文の案文を新組が写し取る。獵師鉄砲は、別に村役人から役所へ提出する願書があるだろう。これは両組で議定が成立したときに願書を出せばよい。もつとも獵師鉄砲は村内に二挺あるが、ともに新組で所持することになる。また、新組になる百姓の諸問題、すなわち、仙助持ちの本組七兵衛分の入用銭や平右衛門の年貢納入の残り分などについても取り決められている。

以上をふまえて、翌一〇月には組分け議定が決定され、「組分け儀定証文之事」が作成される。⁽⁵⁴⁾ほとんどが本組の定めた議定と変わらなかったが、以下の点の変更となっている。④年貢・諸役銭・村入用銭の取立は、上納まで別々に勤めることとした点は変わらないが、皆済目録は本組が受け取り、それを新組で毎年写し取ると変えられた。役所は両組へ別々に皆済目録を発給することを許さなかったのであろう。

(二) 新組の構成員とその後

四七軒で新組は成立したのであるが、その後どのような経過をたどったのであろうか。新組の村役人は、組分け議定では組頭一名・年寄一名とあるが、実際に文書で確認できる新組の村役人としては、組頭・年寄・百姓代の三役があった。組頭は明和元年から惣右衛門が勤め、明和六年まで確認でき、天明二年(一七八二)には市左衛門が勤めているが、その間は不明である。年寄は、甚右衛門が一貫して勤めたようである。議定にはない百姓代も存在した。明和五・七年に戸右衛門が確認でき、明和七年九月には戸右衛門・市左衛門が併記されることもある。明和八年に市左衛門、同九年に伊兵衛が勤めている。⁽⁵⁵⁾

また、この当時本組・新組ともに潰れ百姓が出て、農民層分解の激化していたことは指摘されているが、⁽⁵⁶⁾「表4」をみると、たしかに安永一〇年(一七八一)までには新組でも四軒減少して四三軒になっていることを確認できる。また、持高が少ない者が多い点については、階層差の問題もさることながら、生業の問題が大きいのではなからうか。持高が少ないということは土地所持も少なく、新組の人びとは農業ではなく他の生業を主力としていたのではないか。残念ながら各百姓の生業の詳細は不明であるが、議定にもあつたように新組には獵師の二名がおり、しかも市左衛門が組頭や惣代となり、甚右衛門も年寄を勤めていた。市左衛門が新組成立の発端となつていることも前述の通りである。このように考えると、この新組は獵師を中心とした、いわば「獵師の新組」といってよいのではないか。

その後の状況をみてみよう。新組が成立して一八年後の天明二年三月のことである。組頭市左衛門・年寄甚右衛門ら四〇名から本組の名主常右衛

〔表4〕新組の構成員

No	百姓名(年齢)	身分など	持高	檀那寺	家族数(男・女)	馬
1	長兵衛(45)	年寄	1.1105	不動寺	5(3・2)	1
2	安右衛門(57)	百姓	1.3426	不動寺	3(2・1)	
3	新左衛門(48)	百姓	0.711	不動寺	3(2・1)	
4	長左衛門(50)	百姓	1.0046	不動寺	4(1・3)	
5	久平(28)	百姓	0.6159	不動寺	5(3・2)	
6	惣左衛門(33)	百姓	0.5896	正法寺	4(2・2)	1
7	喜八(67)	百姓	0.5895	正法寺	3(1・2)	
8	仙右衛門(63)	百姓	1.7148	正法寺	7(4・3)	1
9	小右衛門(43)	百姓	0.993	正法寺	2(1・1)	
10	藤兵衛(52)	—	0.2123	正法寺	5(2・3)	
11	武右衛門(58)	百姓	1.7263	正法寺	3(2・1)	
12	善兵衛(53)	百姓	0.2913	正法寺	3(2・1)	
13	半七(54)	百姓	0.7983	正法寺	2(2・0)	
14	源藏(49)	百姓	1.4604	天徳庵	3(2・1)	
15	善右衛門(47)	百姓	1.766	天徳庵	4(2・2)	1
16	長右衛門(63)	百姓	2.4705	天徳庵	5(2・3)	
17	弥右衛門(33)	百姓	0.975	天徳庵	1(1・0)	
18	惣左衛門(29)	百姓	1.0736	天徳庵	3(1・2)	
19	豊後(45)	社家	0.2854	天徳庵	4(3・1)	
20	半兵衛(64)	百姓	1.8067	天徳庵	4(2・2)	1
21	みよ(33)	山伏金剛院妻	1.736	天徳庵	4(2・2)	1
22	与右衛門(46)	百姓	2.12	天徳庵	5(2・3)	
23	市左衛門(59)	与頭・獵師	1.815	天徳庵	4(2・2)	1
24	勘兵衛(53)	百姓	1.1364	天徳庵	4(2・2)	
25	久右衛門(55)	百姓	2.6424	天徳庵	5(2・3)	
26	四郎右衛門(30)	百姓	1.1553	天徳庵	5(2・3)	
27	半左衛門(41)	百姓	1.9545	天徳庵	1(1・0)	
28	助左衛門(54)	百姓	0.908	天徳庵	6(2・4)	
29	五左衛門(46)	百姓	2.1891	天徳庵	7(4・3)	
30	武左衛門(39)	百姓	2.347	天徳庵	5(3・2)	1
31	太郎兵衛(29)	百姓	0.8276	天徳庵	5(3・2)	1
32	与兵衛(75)	百姓	1.5166	天徳庵	4(2・2)	
33	次郎左衛門(43)	百姓	1.481	天徳庵	1(1・0)	
34	仙助(65)	百姓	0.5126	東朗庵	1(1・0)	
35	太郎兵衛(46)	百姓	0.711	東朗庵	2(1・1)	
36	吉左衛門(43)	百姓	0.142	東朗庵	4(2・2)	1
37	とよ(38)	百姓戸右衛門後家	0.988	東朗庵	2(1・1)	
38	金右衛門(68)	百姓	0.6902	東朗庵	5(3・2)	
39	よし(54)	百姓治助姉	0.6659	東朗庵	1(0・1)	
40	伊左衛門(34)	百姓	1.1329	東朗庵	2(1・1)	
41	五郎兵衛(61)	百姓	1.4113	常円寺	3(1・2)	
42	金剛院(39)	山伏		歎喜寺		
43	式部(6)	金剛院弟子		歎喜寺		
合計			53.513		150 男76・女70 社家2・山伏2	10

出典：「森田家文書」247(安永10年「宗門人別帳扣」)

門へ願書が出された。⁵⁷これによると、新組に分かれて以降、本組とは別に公用・村用をとともに勤めてきたが、諸事不馴れなため間違ひも多く、百姓一同が難儀しており、当時組分けしたことは「私共心得違」だったという状況に至っていた。新組では、組分け議定で定められた公用書物の作成を

行っていたようであるが、五人組帳や宗門人別帳などが数点現存するに留まっていた。⁵⁸それを理由に、組分け以前のような支配に戻すことを、昔から数代にわたって名主役を勤めてきた本組の名主常右衛門に頼んだのである。組頭の長兵衛(甚右衛門子)・市左衛門は退役し、本組の惣百姓と相談

のうえで本組・新組を統合した支配にする。新組にあった公用の諸書物は名主の常右衛門に即日引き渡す。その他、費用負担などいづれも組分け以前に戻してほしいというものであった。この件は代官役所へも願ひ上げられた。⁽⁵⁹⁾

ところが、新組が戻ることに本組の入組は、大勢であることを理由に組頭の善兵衛が支配を断つた(組分けの際、新組の構成員は入組出身の者が最も多かった)。そのため、新組の入組分惣代にあたる組頭市左衛門は、別に組をつくって組頭一名をたてるよう名主の常右衛門に願つた。⁽⁶⁰⁾ 結果的に、大野村には「入新組」と「入元組」ができ、一八年間続いた分組状態は、新組からの歎願で、新組が本組に吸収されるかたちで解消されるにいたつたのである。

おわりに

以上、近世の獵師の具体像を村落との関わりのなかでみてきた。ここで獵師市左衛門の生涯をまとめておこう。市左衛門は、享保七年(一七二二)に獵師であつた久兵衛の子として生まれた。早くから父の獵業を手伝つていたが、百姓を相続したのは、宝暦八年(一七五八)のことであつた(三七歳)。翌九年には、鉄砲の不法所持が問題となり、同一四年には村役人から「老人百姓」の歎願がなされるまでに至る。その後、明和元年(一七六四)に組分け騒動を起こした時は、四三歳であつた。以降、新組の組頭などを勤めたが、不馴れなことも多く、天明二年(一七八二)に歎願して新組は本組に吸収された。その後、市左衛門は天明六、八年の間には死去したようである(享年六五、六七歳)。なお、寛政三年(一七九一)には、久兵衛の

離縁に伴う獵師筒の処置についての文書が残されており、本稿で取り上げた市左衛門(改名した久兵衛)のこととしている成果があるが、その時点で市左衛門は既に死去しており、寛政期の久兵衛は市左衛門婿の久兵衛であることを確認しておきたい。

ここで、市左衛門に関して注目しておきたいのは、第一に、寛保三年(一七四三)の時点で既に市左衛門が狩獵行為を行い、村の「猪鹿追防」を請け負っていることである。前述の通り、市左衛門は宝暦八年に百姓相続をしており、それまでは百姓久兵衛の倅という身分である。寛保三年当時、市左衛門は二二歳であつた。その後も、寛延三年(一七五〇)・宝暦四年と「猪鹿追防」の請負人を務め、宝暦二年・同五年には父久兵衛が請負人であつたが、その際も宝暦二年には狩獵中の打ち留め賃銭や褒美などはすべて市左衛門が受け取り、同五年にも狩獵の期間中に賃銭などを受け取っている。久兵衛は寛保三年時に五一歳で、宝暦五年時には六三歳になつており、⁽⁶²⁾ そのことから推察しても宝暦五年までの「猪鹿追防」請負人の中心は、市左衛門であつたといつてよいだろう。しかも先に指摘した通り、宝暦五年までの「猪鹿追防」は、安定的に一〇疋前後を打ち留めており、史料上確認できる最多の疋数を打ち留めてもいる。以上から考えると、傍証とはなるが、市左衛門は腕の良い獵師であつたといえるのではなからうか。

第二の注目点としては、父久兵衛と倅市右衛門の文書上の記載が大変錯綜している点である。宝暦二年「猪鹿追除日雇定帳」⁽⁶³⁾ では、請負人が久兵衛であつたが、日々の賃銭の受け取りは市左衛門で、最後の残銭の受け取りは久兵衛であつた。また宝暦四年「猪鹿防日雇帳」⁽⁶⁴⁾ では、請負人や日々の賃銭の受け取りは市左衛門であつたが、最後の残銭の受け取りは久兵衛であつた。このような例が久兵衛・市左衛門家に限つてはいくつか確認で

きる。ただし、そこに押される印章は、同じ「マル義」印を用いている。前述の通り、市左衛門は宝曆八年に百姓相統をしており、それまではあくまでも百姓久兵衛の倅という身分である。その市左衛門が「猪鹿追防」の請負人を務め、村の文書上もそのように記載されているので、当然村役人らも承知していたことだろう。鉄砲の所持者以外の者が貸与されて、村の「猪鹿追防」の請負人を勤めて成果をあげていたのである。

このような前提をふまえて本稿で述べてきた諸一件を考えると、どのようになるだろうか。宝曆九年の鉄砲不法所持一件は、延享三年(一七四六)に定右衛門が起こした四季打鉄砲の他村への持ち出し一件と比べると、四季打鉄砲と獵師鉄砲の違いはあるが、明らかに市左衛門の一件の方が問題が大きくなっている。それは村内の問題ではなく、関所役人に見咎められた点が大きかったのだろう。村役人としても厳正に対処しなければならなかったのである。「猪鹿追防」を請け負うことで村に貢献してきた市左衛門であったが、本一件以降は村役人への不信感が募ったのであろうか。賃金の負担を含めて「猪鹿追防」に協力せず、宝曆一二・一三年には「猪鹿追防」が中止となってしまう。大野村の獵師は二名で、そのうちの一名が参加せず、しかも市左衛門の協力なしには「猪鹿追防」は大きな成果をあげることが難しかったのではないか。それでは、農業への影響が大きく、村役人は何とかせねばならず、宝曆一四年には村からみれば「私欲」の強い獵師の市左衛門を「壱人百姓」として追放したいと訴えることにつながったのだろう。しかし、三〇数人の大野村の百姓が市左衛門に同調して、新組を組織し得たことも事実であり、村役人らという「私欲」とはいいきれないだろう。市左衛門らが組織した新組は、旧来の村組を越えたもので、「村」に近い運営を目指したのであろう。ただし、一部年貢は直接納入し

たようだが、領主との関係は除かれていた。その機能は一村という観点からみると、きわめて限定的なものであった。文書作成などを行いつつ新組の運営はなされていったが、その文書作成能力の限界も露呈し、一八年間継続した新組は本組へ戻ることとなったが、その主体も市左衛門であった。戻った後も、大野村には旧来の村組の中に「入新組」という呼称の組が生まれ、機能は変化しても一組を形成し続けたのである。組分け騒動によって設定された新組は、獵師を中心としており、いわば「獵師の新組」といえるのではないか。

最後に、山村における生業の多様性は指摘される場所であるが、さらに一歩踏み込むと、その多様性は山村内部の負担や利害関係も多様であったことを示すことになろう。本稿では、獵業―農業の関係がその一つであると考えた。近世村落における獵師鉄砲は、村役人にしてみれば、鉄砲の所持を認めることで、村の鉄砲として獵師に所持を許して管理してもらい、村のために「猪鹿追防」や御用などを勤めることが期待されたであろう。一方の獵師にしてみれば、先祖代々が世襲的に鉄砲所持を継続してきており、生業である獵業渡世に用いることが当然だった。つまり、四季打鉄砲については村の「猪鹿追防」のための鉄砲であることが明確だったが、獵師鉄砲には村の鉄砲か、獵師の鉄砲か、というせめぎ合いがあった。いかえれば、「農具としての鉄砲」という「農業のための鉄砲」と「獵業のための鉄砲」とでは、同じ狩猟行為であってもそこには大きな違いがあったということであり、それが一つの山村内で併存していたのである。猪鹿などの野獣の増大は、農業にとっては獣害の拡大だったが、獵業にとっては獲物の繁殖だった。山村の特徴の一つといっていだろう。

今後の課題であるが、近世獵師の具体像のさらなる追求をしていく必要

があるだろう。その際に、注目したいのは村落との関係である。また、組分け騒動についても考えなければならぬであろう。一八世紀の武蔵国では数件の組分け騒動といわれるものが確認されている。

註

(1) 柳田国男『後狩詞記』(『柳田国男全集』五、ちくま文庫、一九八九年、初出は自家版、一九〇九年)、宮本常一『山に生きる人びと』(河出文庫、二〇一一年、初出は未来社、一九六四年)など。

(2) 特に近世に限ると、千葉徳爾『狩獵伝承研究』(風間書房、一九六九年)、同『続狩獵伝承研究』(風間書房、一九七一年)、同『近世の山間村落』(名著出版、一九八六年)、同『狩獵伝承研究補遺篇』(風間書房、一九九〇年)など。

(3) 塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、一九八三年)。

(4) 水松敦『狩獵民俗研究—近世獵師の実像と伝承—』(法蔵館、二〇〇五年)。

(5) 村上二馬『弘前藩の獵師と熊狩り—弘前藩庁御国日記から—』(季刊東北学)一〇号、二〇〇七年。同『国日記』にみる弘前藩の獵師—『後狩詞記』を起点にして—』(季刊東北学)一三三号、二〇一〇年)。

(6) 武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち』(朝日選書、二〇一〇年)。

(7) 本稿では、主に「森田家文書」(埼玉県立文書館保管)を使用する。以下、注記するときには、埼玉県立文書館編『森田家・野口家文書目録』(一九八二年)の文書番号を併記していく。なお、大野村を事例に扱った論文としては、下記の成果があげられている。君塚仁彦「江戸城御用炭役と村—武州における一事例—」(『関東近世史研究』二五号、一九八九年)。同「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」(『徳川林政史研究所研究紀要』二四号、一九九〇年)。太田富康「文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村—大野村・大塚村・野原村の史料を中心として—」(『文書館紀要』四号、一九九〇年)。冨善一敏「検地帳所持・引継争論と近世村落」(『関東近世史研究』三八号、一九九五年)。宮原一郎「近世村落の寺社と紛争処理—秩父郡大野村の事例から—」(『埼玉地方史』三八号、一九九七年)。丹治健蔵「江戸城御用炭の上納と輸送—武州秩父郡大野村の史料

を中心として—」(『交通史研究』六九号、二〇〇九年)。拙稿「近世中期における御用炭請負山村の食糧確保—武蔵国秩父郡大野村を事例に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』四五号、二〇一一年)。

(8) 前掲、君塚仁彦「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」。

(9) 詳細な大野村の概要については、前掲拙稿「近世中期における御用炭請負山村の食糧確保—武蔵国秩父郡大野村を事例に—」や都幾川村史編さん委員会編『都幾川村史』(通史編(二〇〇一年)などを参照いただきたい)。

(10) 「森田家文書」七〇二五(元禄二年「指上ケ申手形之事」)。「都幾川村史資料」

4(3)、二二頁、所収。

(11) 「森田家文書」七一六八(享保二年「鉄砲御吟味控帳」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二二頁、所収。

(12) 「森田家文書」七三三四(享保八年「鉄砲御法度証文帳」)。「森田家文書」七二〇五(享保一八年「鉄砲御法度証文帳」)。

(13) 「森田家文書」二七九七(享保九年「乍恐書付を以御訴訟申上候」)。

(14) 「森田家文書」七〇三一(享保二年「乍恐口上書を以奉願上候」)。

(15) 「森田家文書」七一六七(享保一六年「鉄砲証文控」)。

(16) 「森田家文書」六八一九(天保年「差上申一札之事」)。倍増の理由は、今後の課題である。

(17) 「森田家文書」六一四九(延享三年「差出シ申御請負証文之事」)。

(18) 史料上、「当番名主」とあるのは、このとき(延享三年)大野村では年番名主制で村政を行っていたことによる。

(19) 「森田家文書」七〇二二(寛延二年「差出申一札之事」)。「森田家文書」七〇二二(寛延二年「差出申一札之事」)。「森田家文書」七〇二三(寛延二年「差出申一札之事」)。本一件については、武井弘一氏も前掲「鉄砲を手放さなかった百姓たち」にて紹介しており、参考にした。

(20) 「森田家文書」七八四七(宝暦一三年「一札之事」)。

(21) 「森田家文書」五三六一(明和二年「一札之事」)。

(22) 「森田家文書」七〇四一(元文五年「差出ケ申獵師鉄砲証文之事」)。

(23) 「森田家文書」六〇六八(元文五年「乍恐書付を以奉願上候」)。

- (24) 「森田家文書」七九一九(天保一〇年「乍恐以書付奉願上候」)。
 (25) 「森田家文書」七二六八(享保二年「鉄炮御吟味控帳」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一二頁、所収。
 (26) 「森田家文書」七〇二九(宝曆九年「差上申証文之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)(三〇頁、所収)。
 (27) 「森田家文書」二七七五(乍恐書付を以奉願上候)。前掲『都幾川村史資料』4(3)二五頁、所収。
 (28) 前掲『都幾川村史資料』4(3)では、いくつかの史料を解説して本一件の経緯を記しており、本稿でも参考にした。また武井弘一氏は、前掲『鉄砲を手放さなかつた百姓たち』の中で、年をとって体の弱つた久兵衛は獵師筒を使うことができず、その間に子の市左衛門が獵師筒を他村へ持ち出していることが発覚し、市左衛門は名主・五人組から注意を受けたが、やめようとせず、鉄砲を封印して村役人が預かるうとしたが、まわりからの和解もあつて市左衛門は反省した、と説明している。
- (29) 「森田家文書」五一八二(宝曆九年「覚」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)一五頁、所収。
 (30) 「森田家文書」二八七五(宝曆八年「乍恐書付を以奉願上候」)。
 (31) 「森田家文書」五一八六(宝曆九年「乍恐書付を以申上候」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二六頁、所収。
 (32) 「森田家文書」二八二四(宝曆九年「扱入置申証文之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二七頁、所収。
 (33) 「森田家文書」二八七七(宝曆九年「差出申一札之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二八頁、所収。
 (34) 「森田家文書」五一七六(宝曆九年「乍恐書付を以奉願上候」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二九頁、所収。
 (35) 「森田家文書」七〇二九一(宝曆九年「差上申証文之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)(三〇頁、所収)。
- (36) 宗門人別帳によると、百姓市左衛門の父久兵衛は宝曆一四年に七二歳であつたが(「森田家文書」二五八)、安永一〇年(二七八)には与頭市左衛門の「聲久

- 兵衛」二六歳となつている(「森田家文書」二四七七)。百姓市左衛門家では、その間に父久兵衛が死去し、男子がいなかつたため新たに甥をとつて「久兵衛」としたことが確認でき、市左衛門は市左衛門であり続けたようである。
- (37) 「森田家文書」七〇二九一(年欠「覚書」)。
 (38) 「森田家文書」五五九四(宝曆一四年「乍恐書付を以奉願上候」)。
 (39) 武井氏は、前掲書『鉄砲を手放さなかつた百姓たち』で、大野村における四季打鉄砲による「猪鹿追防」は検討しているが、獵師鉄砲による「猪鹿追防」については検討していない。
 (40) 例えば、「森田家文書」五九六(宝曆五年「鉄炮証文書上一件」)には、宝曆八年の打留め証文が写されており、「四季打鉄炮御拝借仕、去ル正月ら当十二月廿日迄書面之通猪鹿打留」とあり、獵師鉄砲ではない四季打鉄砲による打留め数であることは明らかである。
- (41) 「森田家文書」一三八一(寛保三年「猪鹿打留メ褒美請定帳」)。
 (42) 「森田家文書」一三九五(宝曆五年「猪鹿防請負賃錢定帳」)。
 (43) 「森田家文書」一三九五(宝曆五年「猪鹿防請負賃錢定帳」)。
 (44) 「森田家文書」一五六七(宝曆四年「猪鹿防日雇帳」)。
 (45) 宝曆四年の「猪鹿追防」を請け負つたのは市左衛門・貞右衛門であつたが、ここでは市左衛門でなく久兵衛の名があがつている。久兵衛と市右衛門は、前述のとおり父子の関係で同じ家であるが、文書での記載が錯綜している(後述)。
- (46) 「森田家文書」五六〇二(宝曆一四年「相定申一札之事」)。
 (47) 「森田家文書」七三七七(宝曆一三年「朝鮮人來朝ニ付猪鹿之義御尋書上帳」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、九頁、所収。
 (48) 前掲、君塚仁彦「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」。
 (49) 「森田家文書」二五九一(宝曆一四年「乍恐追訴を以奉願上候」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一九四頁、所収。
 (50) 「森田家文書」五六一六(明和元年「乍恐以書付御訴申上候」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一九五頁、所収。
 (51) 「森田家文書」四二〇七(明和元年「乍恐書付を以奉願上候」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一九五頁、所収。

(52) 組分けしてできる組については、史料上「分組」という記載もあるが、本稿では最終的に定まる「新組」に統一した。

(53) 「森田家文書」五五九五(明和元年「組分け議定証文之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一九七頁、所収。以下、丸数字は前に掲げた議定の箇条に付した丸数字に対応する。

(54) 「森田家文書」二五五二(明和元年「組分け儀定証文之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、一九八頁、所収。

(55) 前掲『都幾川村史資料』4(3)による。

(56) 前掲、君塚仁彦「江戸城御用辰上納村落における村方騒動」。

(57) 「森田家文書」七二〇〇(天明二年「新組名主願一件」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二〇七頁、所収。

(58) 「森田家文書」二四(天明二年「五人組印鑑帳」)。「森田家文書」二四七(安永一〇年「宗門人別帳控」)。「森田家文書」二四八(天明二年「惣人別寄帳控」)。

「森田家文書」二五〇(天明二年「宗門人別帳控」)。なお、新組の文書作成や機能については、より詳細な検討が必要であると考えるが、今後の課題としておきたい。

(59) 「森田家文書」七一九四(天明二年「新組名主願書控」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二〇八頁、所収。

(60) 「森田家文書」五五六二(天明二年「相定申一札之事」)。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二〇八頁、所収。

(61) 前掲、武井弘一「鉄砲を手放さなかった百姓たち」。前掲『都幾川村史資料』4(3)、二〇七頁。

(62) 「森田家文書」二五八(宝暦一四年「宗門御改帳」)によると、百姓市左衛門は四三歳で父久兵衛は七二歳であり、そこから逆算すると確認できる。

(63) 「森田家文書」一五六六(宝暦二年「猪鹿追除日雇定帳」)。

(64) 「森田家文書」一五六七(宝暦二年「猪鹿防日雇帳」)。

